

議案第 73 号

令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度流山市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為に次のものを追加する。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託事業	令和7年度から 令和10年度まで	10,500千円以内と消費税及び地方消費税の合計額

令和7年9月4日提出

流山市長 井 崎 義 治

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益	企業債	工事負担金	その他
自家用電気工作物保安 管理業務委託事業	10,500千円以内と 消費税及び地方消 費税の合計額		千円	令和7年度から 令和10年度まで	千円 11,550	千円 11,550	千円	千円	千円